

エネルギー管理規程

平成22年11月24日 規程第22-51号
改正:平成26年 4月 1日 規程第26-19号
改正:平成30年3月30日 規程第30-26号
改正:令和2年12月25日 規程令和第2-67号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」という。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、以下「温対法」という。)に基づき、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化(以下「エネルギーの使用の合理化等」という)並びに温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(以下「温室効果ガスの排出抑制」という。)に関する必要事項を定め、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の適切なエネルギー管理及び温室効果ガス排出量の抑制に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1)「エネルギー」とは、省エネ法第2条第1項に定める燃料、熱及び電気をいう。
- (2)「温室効果ガス」とは、温対法第2条第1項に定める物質をいう。
- (3)「温室効果ガスの排出」とは、温対法第2条第4項に定めるものをいう。
- (4)「事業所等」とは、組織規程(規程第15-3号)第198条に定める本社及び事業所等のうち国内にあるものをいう。
- (5)「環境配慮活動責任者」とは、環境経営推進規程(規程第16-1号)第12条に定める責任者をいう。

(エネルギー管理基本方針)

第3条 役職員は、環境経営推進規程第5条に定める環境経営推進会議で定めるエネルギー使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制の取組方針(以下「取組方針」という。)に従い、エネルギー使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関する活動に取り組む。

第2章 組織と機能

(エネルギー管理統括者)

第4条 機構にエネルギー管理統括者(以下「統括者」という。)を置き、副理事長をも

って充てる。

- 2 統括者は、JAXA 環境基本方針と整合をとり、エネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関する統括管理を行う。
- 3 機構に統括者の命を受け、その業務を補佐する者として統括者補佐を置き、信頼性統括をもって充てる。
- 4 統括者補佐は、統括者が不在のとき、事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(エネルギー管理企画推進者等)

第5条 機構に、統括者の業務を補佐するエネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」という。)を置き、安全・信頼性推進部長をもって充てる。

- 2 エネルギー管理企画推進者補助者(以下「補助者」という)を置き、施設部長をもって充てる。
- 3 補助者は、機構の施設の整備、維持及び運用に関する技術的事項のうち、本規程に関する事項について、企画推進者に必要な支援を行う。
- 4 統括者は、企画推進者に、選任すべき事由が生じた日以後6ヶ月以内に省エネ法に定める指定講習機関が実施するエネルギー管理講習を修了させなければならない。ただし、企画推進者がエネルギー管理士の免状交付を受けている場合を除く。

(エネルギー管理員)

第6条 事業所等のうち、省エネ法で定める第1種エネルギー管理指定工場及び第2種エネルギー管理指定工場に該当する事業所等にエネルギー管理員(以下「管理員」という。)を置く。

- 2 管理員は、省エネ法に定める指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者もしくはエネルギー管理士の免状交付を受けている者の中から企画推進者が選任する。
- 3 管理員は、企画推進者の指示を受けて、必要に応じ次条に定める環境配慮活動責任者を通じて、それぞれが所掌する事業所等の設備に関する次の業務の取りまとめを行う。
 - (1) エネルギーを消費する設備の管理
 - (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視
 - (3) 電気の需要の平準化に資する取組等の把握
 - (4) 電気需要平準化評価原単位の算出
 - (5) 定期報告書の作成
 - (6) 温室効果ガスの排出抑制の取組
 - (7) 国又はその受任者の立入検査に係る報告書類の作成
 - (8) エネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に係る管理標準の作成及び維持
 - (9) その他企画推進者が別に指示する事項

(環境配慮活動責任者)

第7条 環境配慮活動責任者は、環境配慮活動の一環として、企画推進者の指示を受けて、所掌する設備等の使用状況を把握し、計画的なエネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関する次の活動を行う。

- (1) エネルギーを消費する設備の管理
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視
- (3) 電気の需要の平準化に資する取組等の把握
- (4) 温室効果ガスの排出抑制の取組
- (5) 管理標準の作成及び維持

なお、前条に規定する管理員が所掌する事業所等においては、前項に定める活動について管理員を補佐する。

(事務局)

第8条 事務局は安全・信頼性推進部とし、施設部の協力を得て企画推進者の指示のもと、以下の業務を行う。

- (1) エネルギー使用状況及び温室効果ガス排出量の把握
- (2) 省エネ法及び温対法に基づく届け出事項のとりまとめ
- (3) エネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関する施策のとりまとめ
- (4) 中長期計画書及び定期報告書のとりまとめ
- (5) 温室効果ガスの排出抑制の取組のとりまとめ
- (6) 国又はその受任者の立入検査の対応
- (7) 管理標準のとりまとめ
- (8) 管理体制、取組方針及びその遵守状況並びに評価を記載した書面のとりまとめ
- (9) 職員への取組方針の周知、エネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関する教育の実施

2 事務局は前項の業務について、環境経営推進会議への審議に附議又は報告を行う。

第3章 雑則

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、エネルギーの使用の合理化等及び温室効果ガスの排出抑制に関し必要な事項は、安全・信頼性推進部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則(平成26年 4月 1日 規程第26-19号)

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 規程第30-26号)
この規程は、平成30年3月30日から施行する。

附 則(令和2年12月25日 規程令和第2-67号)
この規程は、令和3年 1月 1日から施行する。